

# 体験設計支援コンソーシアム 会則

## Consortium for Experience Design Support

### 第1章 総則

#### 第1条（名称）

本会は体験設計支援コンソーシアム（Consortium for Experience Design Support、以下「CXDS」という）と称し、その運営等に必要な事項について、以下のとおり運営会則（以下「本会則」という）を定める。

#### 第2条（背景）

高度な技術を駆使する環境づくりに対応して、人のための経験価値を向上させる体験設計（エクスペリエンスデザイン、XD）がより一層重視される。ICT（Information & Communication Technology）、組込機器技術、IoT（Internet of Things）システム、ロボットなどに関わる開発ビジネスが増加する中で、これらのイノベーション（革新）を支援し、促進するための共同体が求められる。

#### 第3条（目的）

体験設計（XD）は、ユーザーや顧客を対象とするだけでなく、提供側の雇用者、開発者、そして社会の多くの人々を対象とし、その経験価値を高めるために設計、デザインを展開することである。CXDSはこれに関わる知識・課題等について情報交換と連携を行い、ものづくり関連産業の発展に資するために以下を目的とする。

- ① 企業・組織の開発現場への体験設計の啓蒙とその事業領域を進展させる。
- ② 体験設計を行う企業・組織へ設計手法とそのツールを提案する。
- ③ 体験設計を行う企業・組織の間での情報交流を支援する。
- ④ 体験設計を行う中小企業同志による共創ビジネスの推進を支援する。

#### 第4条（対象）

##### 1) 前条 CXDS の目的を達成させるための主たる運営に関わる対象者

- ① あらゆる産業（製造業、農業・林業・水産業、サービス業等）に関わる中小企業と個人事業主
- ② あらゆる産業の設計、デザイン、企画等に関わる開発支援関連の中小企業と個人事業主
- ③ あらゆる産業の調査、販売、サービス等に関わる中小企業と個人事業主
- ④ 研究に携わるあらゆる分野の研究者、教育者
- ⑤ その他理事会が CXDS の運営に必要と認めた者

##### 2) 運営対象者以外に CXDS を支援する参加者

- ① CXDS 活動を支援する公的機関
- ② CXDS への参加を通して、中小企業を支援する大手企業
- ③ CXDS で情報を知り、知識を学び、将来に活用する学生

#### 第5条（活動）

CXDS は前条対象者の目的を達成する為に次の活動を行う。

- ① 体験設計に賛同する中小企業の集える場を設ける。
- ② 体験設計の研究者や技術者間の情報交換をインターネットの活用で行う。
- ③ 体験設計の導入による新たなビジネスを中小企業間の共創プロジェクトとして実施する。
- ④ 政府や地方自治体の施策を活用した体験設計の共創プロジェクトを行う。
- ⑤ 大手企業と中小企業に体験設計の視点で連携を深める機会を作る。
- ⑥ 多くの業種の参加を募り、異業種間での情報交流により体験設計の情報を発信する。

#### 第6条（事務局）

CXDS は事務局を設置する。事務局の所在と責任者は理事会の決議により毎年定める。

### 第2章 会 員

#### 第7条（会員）

CXDS はコンソーシアムの目的に賛同して入会した個人、法人及び団体等、全てを会員とする。

#### 第8条（会員種別）

- ① 法人正会員                      資本金 3 億円未満、従業員数 300 人未満の法人
- ② 個人正会員                      個人事業主代表、学校法人と研究機関所属の個人  
資本金 1000 万円以下、従業員 10 人未満の法人代表者
- ③ 法人賛助会員                    資本金 3 億円以上、従業員 300 人以上の法人
- ④ 個人賛助会員                    資本金 3 億円以上、従業員 300 人以上の法人に所属する個人
- ⑤ 学生会員                        大学、大学院に在籍中の学生
- ⑥ 公的機関会員                    国、地方自治体、公益法人等、または所属する個人  
尚、正会員が上記の条件でなくなった場合は次の年度より賛助会員となる。

#### 第9条（会員登録）

- ① 法人正会員                      法人代表者及び CXDS 担当者の 2 名
- ② 正会員補助登録                法人正会員の追加登録者（人数任意）
- ③ 個人正会員                      個人事業代表者 1 名

資本金 1000 万円以下、従業員 10 人未満の法人代表者 1 名  
 学校法人、研究機関所属の CXDS 参加個人 1 名

- ④ 法人賛助会員      CXDS 参加担当者 2 名、
- ⑤ 個人賛助会員      所属する企業名による個人 1 名
- ⑥ 学生会員          大学、大学院に在籍中の個人 1 名
- ⑦ 公的機関会員      国、地方自治体、公益法人等の CXDS 担当者または個人

#### 第 10 条 (入会及び退会)

CXDS への入会を希望する者は、入会申込書と登録用紙、登記簿謄本（正会員のみ）を事務局に提出し、理事会の承認を得るものとする。

会員が退会を希望する時は、その旨を理事会に届け出るものとする。

尚、退会において、如何なる理由があろうとも、入会金、年会費の返還を求めることはできません。

#### 第 11 条 (会費)

- 1) 入会時には入会金を納入しなければならない。
- 2) 会員は、毎年 6 月までにその年度の会費を納入しなければならない。
- 3) 入会金及び年会費は次の通りである。尚、納入した入会金、会費は返還しない。

① 法人正会員	年間 60,000 円	入会金 10,000 円
② 法人正会員補助登録	年間 6,000 円	入会金 無
③ 個人正会員	年間 20,000 円	入会金 5,000 円
④ 法人賛助会員	年間 120,000 円	入会金 30,000 円
⑤ 個人賛助会員	年間 3,000 円	入会金 無
⑥ 学生会員（在学中）	年間 1,000 円	入会金 無
⑦ 公的機関会員と個人登録	年間 無	入会金 無

#### 第 12 条 (会員の権利)

本部会の会員は次の権利を持つ。

- 1) CXDS が主催する事業の通知及び取得した情報を入手することができる。
- 2) CXDS の会員向けホームページ閲覧及び刊行物の入手の特典をうる。
- 3) CXDS が主催する行事へ優先的に参加することができる。

主たる行事

- ① フォーラム、発表会、カンファレンス
- ② セミナー、ワークショップ
- ③ 展示会、見本市

④ 製品、書籍、ソフトウェア等販売

⑤ 総会

- 4) CXDS の情報交流により発生する法人正会員・個人正会員間での共創プロジェクトに関与できる。  
尚、共創プロジェクトは正会員間での契約連携により推進し、CXDS はそのプロジェクトには直接関与しない。  
但し、賛助会員、学生会員は共創プロジェクト実施に直接関わることはできません。  
また、共創プロジェクトに関わる細則は理事会で定める。(細則は別紙)

#### 第 1 3 条 (会員の義務)

正会員は共創プロジェクトを円滑に支援するため、CXDS が定める秘密保持契約 (NDA) を遵守する。  
尚、NDA は細則と共に理事会で定める。

また、共創プロジェクトで生まれる成果については、その公開義務はなく、公開についてはプロジェクト参加企業によって決定する。

#### 第 1 4 条 (除名)

会員が次のいずれかに該当する時は、総会出席者の 3 分の 2 の合意でこれを除名することができる。

- 1) 督促したにもかかわらず会費を引き続き 2 年以上納入しない時。
- 2) CXDS の名誉を損じることをした時や、その趣旨に反する行為をした時。

### 第 3 章 理事及び事務局とその選出

#### 第 1 5 条 (理事及び事務局)

CXDS には次の役職を置く。尚、役員は正会員からのみ選出される。

- 1) 代表理事 1 社
- 2) 副代表理事 1 社
- 3) 理事 6 社以内 (代表理事、副代表理事含む)
- 4) 事務局 1 社

#### 第 1 6 条 (理事の選出)

- 1) 理事の選出は原則として正会員全員の選挙で行う。  
尚、2 名は選挙得票数の上位者とするが、活動を活性化するため及び理事が特定業種に偏ることを避けるため、理事会は必要に応じて理事を指名する事ができるものとする。
- 2) 代表理事、副代表理事は、理事の互選による。
- 3) 事務局は代表理事が任命する。

#### 第17条（理事の選挙）

- 1) 選挙は選挙管理委員会を組織し実施する。
- 2) 選挙方式は、正会員の中から候補者名を記入する無記名投票とする。  
但し、候補者名の記入は、理事に相応しい法人正会員・個人正会員名を1名記入することとする。
- 3) 選出結果において得票数の上位2名につき、就任への意向を確認した上で理事を依頼する。  
尚、辞退者がいる場合には順次繰り下げて次の候補者に依頼する。

#### 第18条（選挙の管理）

- 1) 選挙に当たっては、会員の中より選挙管理委員を数名程度選出し、その任にあたらせる。
- 2) 選挙管理委員会は、現理事会の承認を得て活動し、5名の理事候補を確定し理事会に報告した時点でその任を終える。

#### 第19条（理事の任期）

理事の任期は原則として3年とし、再任できるが、連続しての再任はできない。  
尚、CXDSの運営が定まらない発足から5年間は理事の交代は行わない。

#### 第20条（理事会の活動と引き継ぎ）

- 1) 理事会は、本部会の目的を遂行する為に、会の事業計画及び運営について協議する。
- 2) 理事会は理事の代表（代表代理）または担当者の参加によって構成される。  
尚、代表が代理人を立てる時は委任状を理事会に提出する。
- 3) 新旧理事会の切り替え時期は4月1日とする。

### 第4章 総会

#### 第21条（総会の構成）

総会は、通常総会と臨時総会とし、会員を持って構成する。

- 1) 通常総会は、毎年4月～5月頃に開催する。
- 2) 臨時総会は、理事会が必要と認めた時に開催できるものとする。
- 3) 総会は、会員の5分の1以上の出席を以て成立する。

#### 第22条（総会の議決）

- 1) 総会は、CXDSの運営に関する重要事項の決議をする。
- 2) 総会の議決は出席した会員の過半数の同意により、可否同数の場合は代表理事が決済とする。

#### 第23条（総会の議事）

総会の承認を必要とする重要事項は、次の事項とする。

- 1) CXDS の会則の変更及び解散
- 2) 代表理事，副代表理事及び理事の承認
- 3) 事業計画及び収支予算と事業報告及び収支決算
- 4) その他理事会で必要と認めた事項

## 第5章 会計年度

### 第24条（会計年度）

CXDS の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第6章 その他

### 第25条（その他）

この会則に記載の無い事項については、理事会で検討し、総会の承認を得て決定する。

付則 ① 本会は2016年4月7日に設立し、本会則は設立日より発効する。

② 2016年度理事

代表理事	株式会社ホロンクリエイト	代表取締役	高橋克実
副代表理事	データテクノロジー株式会社	代表取締役	渡邊和彦
理事	エポックサイエンス株式会社	代表取締役	堀川公也
理事	ダイナコムウェア株式会社	代表取締役社長	羅 慧美
理事	アップサイド株式会社	代表取締役社長	谷口伸光

③ 事務局は以下に設置する。

神奈川県横浜市港北区新横浜 3丁目 18番地 20 パシフィックマークス新横浜 9F  
株式会社ホロンクリエイト

④本会則は2016年9月29日の理事会により変更し、発効する。

以上